

主文

後記第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し老齢基礎年金の裁定を請求した。

2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「国民年金法第26条および国民年金法附則第9条に該当しないため。保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合計した期間が25年に満たないため。(三親等内の内縁期間について、合算対象期間として認められないため)」との理由で、老齢基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。その理由は、審査請求書及び再審査請求書によれば、次のとおりである。

「略」

第3 当審査会の判断

1 老齢基礎年金の支給を受けるためには、受給資格期間として、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上あることが必要とされている(法第26条)が、その特例として、上記の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者の場合でも、この期間に一定の合算対象期間を合わせて25年以上ある場合には、老齢基礎年金を受給することができることとされ、この合算対象期間には、被用

者年金制度加入者の被扶養者であった配偶者の期間(昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日までの20歳以上60歳未満の期間)が含まれている(以下、便宜、この配偶者期間に係る合算対象期間を「配偶者合算対象期間」という。)(法附則第9条、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第8条等)。そして、この配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含まれるとされている(以下、便宜、このような事情にあつて、法の規定する配偶者に含まれる者を「配偶者性適格者」という。)(法第5条第8項)。

2 本件の場合、原処分の理由は、第2の2に記載したとおりであり、審査請求に対する〇〇社会保険事務局長作成の意見書の記載をもしんしゃくすると、請求人と亡Aとがいわゆる内縁関係にあつたとしても、両者は姪と叔父であつて、その内縁関係は民法第734条が定める近親者間の婚姻の禁止の規定に違反するもので、請求人を配偶者性適格者と認めることはできないから、亡Aに厚生年金保険の被保険者期間(以下、単に「亡Aの被保険者期間」という。)があり、その中に配偶者合算対象期間となり得る期間が含まれているとしても、それを請求人に係る配偶者合算対象期間として認めることはできず、これを合算しなければ、請求人は老齢基礎年金の受給資格期間(以下、単に「受給資格期間」という。)を満たしていない、というものであると解される。これに対し、請求人は、第2の3記載のように、最高裁判決の趣旨に照らすと請求人は配偶者性適格者と認められるべきであり、亡Aの被保険者期間に係る配偶者合算対象期間(以下、これを「本件合算対象期間」という。)も請求人の受給資格期間に合算されなければならない、これを合算すれば請求人は受給資格期間を満たしているとして、原処分を取り消すことを求めているものである。

3 そして、本件記録中の請求人に係る社

会保険関係の記録(被保険者記録照会(基本)・同(配偶者)・同(資格・納付Ⅲ)・同(納付Ⅱ)・同(免除))、及び、亡Aに係る社会保険関係の記録(被保険者記録照会回答票(資格画面)・厚年裁定原簿(失権・厚年)・改定記録照会)によれば、請求人の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間として、保険者によって把握され、認められているのは合計〇〇〇月(いずれも、保険料納付済期間とされている。)であり、亡Aは厚生年金保険の被保険者であった者で、その被保険者期間のうち、本件合算対象期間となり得る期間としては、合計で〇〇〇月の存することが認められる。したがって、請求人主張のように、請求人と亡Aとの関係について、請求人を配偶者性適格者と認めるべきであるとすれば、請求人は、受給資格期間として上記の〇〇〇月と〇〇〇月とを合わせた〇〇〇月を有し、25年という受給資格期間を満たしていることになる。

- 4 したがって、原処分の当否は、請求人と亡Aとの関係について、請求人を配偶者性適格者と認めることができるかどうかにかかっていることになるから、以下、この点を検討すると、次のとおりである。
- (1) Hを筆頭者とする戸籍の謄本、亡Aを筆頭者とする除籍の謄本、同人に係る除かれた住民票、請求人に係る住民票、請求人作成の「生計維持・同一証明書」(請求人の友人であるとするB作成名義の証明部分が含まれている。)、 「故AとCとの夫婦として生活してきた写真の記録」と題して数枚の写真を貼付したもの、亡Aと請求人を連名の名あて人としたはがき3枚、当審査会の照会に対する再審査請求代理人作成の「照会回答書」(添付された資料を含む。)及び本件手続の全趣旨を総合すると、次のアの事実を認めることができるとともに、イないしオの各事実をうかがうことができ、これを疑わせるべき事情を見いだすことはできない。

ア 請求人は、昭和〇年〇月〇日、当時の〇〇郡〇〇村で、父・Dと母・Eの次女として生まれた者であり、亡Aも、大正〇年〇月〇日、上記〇〇村で、父・Fと母・Gの4男として生まれた者で、両名間の長女であるE(請求人の母)の実弟であり、請求人とは姪と叔父として三親等の傍系血族の関係にある。

イ 亡Aは、昭和〇年ころから当時のa社で働いていたが、昭和〇年ころ、肺結核に罹患していることが判明して入院治療を受け、左肺の除去手術を施行されるなどした上、昭和〇年〇月初めころ退院した。

ウ 亡Aと請求人の一家は、いずれも、かねてから上記のa社のいわゆる〇〇住宅に居住して親交があり、請求人も亡Aの入院中には付き添ったりしたこともあったところ、亡Aは、自分の上記のような身体のこともあって、結婚相手を得るのも難しいとの思いから、長姉である上記のE(明治〇年〇月〇日生まれ)とその夫のH(明治〇年〇月〇日生まれ)に対し、両名の次女である請求人(当時、〇〇歳)と一緒にさせてくれと頼み込むに至った。

エ この申出について請求人は、上記のようにかねてからの身内で気心も知れた仲であることもあって、格別の抵抗なくこれを受け入れ、Eらもそれに同意した結果、亡Aと請求人とは、夫婦としていわゆる所帯を持つこととなり、昭和〇年〇月ころ、身内の者と近所の住人数人が参加して祝言を挙げた上、同年〇月ころから同居して夫婦としての生活を始めた。

オ 以来、亡Aと請求人は、亡Aが平成〇年〇月〇日に死亡するまで、別居したことは一度もなく、〇〇年間余り、事実上の夫婦として常に生活を共にし、その間の家計は主として亡Aの収入により維持されてき

た。この間、両者は、双方の身内・親族からはもとより、近隣の者や知人からも、いわばごく普通の夫婦として遇され、叔父・姪の関係であることを指弾されたりすることも全くなく、両者においても、そのような身分関係のゆえに世間を狭くするといったこともなかった。また、両者間には子供は生まれなかったが、亡Aの弟のI（以下「I」という。）が昭和〇年〇月に死亡し、残された妻が女手で〇人の子を養育するのは難しいということもあって、法律上は同年〇月〇日に亡Aとの間で養子縁組を結んだ上、同人と請求人は、Iの長男であるJ（昭和〇年〇月〇日生まれ。以下「J」という。）を養子に迎えてその養育監護に当たり、請求人とJの間には、同人が成人して婚姻し、子供が生まれた後も、事実上の養母・養子という関係が緊密に維持されてきている。さらには、社会保険の面においても、請求人は、昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日までの間については、亡Aの配偶者として法第7条第1項第3号の規定する第3号被保険者とされ、国民健康保険の関係でも同人の内縁の妻として扱われていた時期がある。

- (2) 以上の事実によれば、請求人と亡Aとの関係は三親等の傍系血族間の内縁であり、民法第734条等の規定による近親婚の禁止の趣旨に抵触するものであるところ、最高裁判決は、厚生年金保険の被保険者であった叔父との間で内縁関係にあった姪が、厚生年金保険法に基づき遺族厚生年金の支給を受けることのできる配偶者に当たるか否かが争われた事案について、「厚生年金保険の被保険者であった叔父と姪との内縁関係が、叔父と先妻との子の養育を主たる動機として形成され、当初から反倫理的、反社会的な側面を有していたものとはいいい難く、親戚間では抵抗感なく承認され、地域社会等

においても公然と受け容れられ、叔父の死亡まで約〇〇年間にわたり円満かつ安定的に継続したなど判示の事情の下では、近親者間における婚姻を禁止すべき公益的要請よりも遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという厚生年金保険法の目的を優先させるべき特段の事情が認められ、上記姪は同法に基づき遺族厚生年金の支給を受けることのできる配偶者に当たる。」旨の判断を示している。

- (3) そして、最高裁判所の示した判断が、行政実務においても尊重されるべきであることはいうまでもないから、上記(2)のイないしオで認定したような内容の亡Aと請求人との内縁関係（以下「本件内縁関係」という。）を上記の最高裁判決の判断に照らしてみると、形成された社会的・時代的背景において、上記判断の基礎とされたものと必ずしも同一ではないにしても、現代の我が国の一般的社会とは自ずと異なる面のある状況下におけるもので、形成されるに至った動機の点も、そのような状況下にあつては往々にしてあり得る話であつて一概に責めるのは相当とはいえず、したがって、それは、形成された当初から反倫理的、反社会的な側面を有していたものとはいいい難く、親戚間では抵抗感なく承認され、地域社会等においても公然と受け容れられ、亡Aの死亡まで極めて長期間にわたり円満かつ安定的に継続されていたものというべきであり、最高裁判決の判断の趣旨にかんがみるならば、このような本件内縁関係にあった請求人は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者として、配偶者性適格者と認めるのが相当である。なお、最高裁判決は厚生年金保険法による遺族厚生年金に係るもので、本件は法による老齢基礎年金に係るものであり、また、およそ、最高裁判所の判断については、いわゆる射程距離の外延を安易に拡張すべきではな

いことはいうまでもないが、これらの点をしんしゃくしても、上記のように解するのを相当とするというべきである。

(4) そうすると、本件内縁関係における請求人を配偶者性適格者と認めなかった原処分は、相当ではない。

5 よって、原処分を取り消すこととし、主文のとおり裁決する。